

エヌ・ワン・プラスの株式会社 派遣事業状況

藤堂者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護等に関する法律（第 23 条第 5 項）に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開致します。

- ・許可番号 : 派 13-311090
- ・事業所名称 : エヌ・ワン・プラス株式会社本社
- ・事業所の所在地 : 東京都渋谷区代々木 2-26-4 ドックロイワ 305
- ・待遇決定方法 : 労使協定方式

1. 派遣労働者数

2025 年 6 月 1 日時点での派遣された労働者数 : 1 人

2. 派遣先事業所数

2025 年度 派遣先事業所数 : 1 事業所

3. 派遣労働者賃金事項

2025 年度労働者派遣に関する派遣料金の平均額 : 39,000 円

2025 年度派遣労働者賃金の平均額 : 29,000 円

2025 年度マージン率 : 25.6%

マージン率とは派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合のことです。派遣労働者の有給休暇取得時の賃金、雇用保険料・社会保険料等の事業主負担分や、法定内外の教育訓練費用、福利厚生費用、その他事業運営に必要な費用等は、このマージンから拠出されます。

4. 労働者キャリア形成支援に関して

訓練種別	対象労働者	訓練方法	訓練費用負担	賃金支給
	雇用時	OFF-JT	無償	有給
	派遣中	OJT	無償	有給
	待機中	OFF-JT	無償	有給

※キャリアコンサルティング相談窓口

本社 03-3376-7666（代表）

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している

- ・ 協定労働者の範囲（IT コンサルタント、IT システム設計技術者、IT プロジェクトマネージャー）
- ・ 協定書の有効期間終期 令和 9 年 3 月 31 日